

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための 特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 概要

1 対象鳥獣の捕獲等の強化

(1) 都道府県知事の被害防止に関する措置 (第7条の2・第8条)

市町村の被害防止施策のみによっては十分な被害防止が困難である場合に市町村長の要請を受けた都道府県知事が講ずる措置について

- ・協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図る旨を明記
- ・関係市町村相互間の連絡調整を明記
- ・被害防止に関する個体数調整のための捕獲等ができるよう範囲を拡大
- ・都道府県知事が行う調査・措置に対する国の必要な財政上の措置

(2) 多様な人材の活用 (第9条)

鳥獣被害対策実施隊員の任命の際は意欲と能力を有する多様な人材の活用に配慮

(3) 技術開発の成果の普及 (第14条)

捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の成果を普及 (国及び都道府県)

2 捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理・有効利用のための措置の拡充

(1) 適正な処理のための措置 (第10条)

効率的な処理方法に関する情報の収集・提供を明記 (国及び地方公共団体)

(2) 有効利用のための措置 (第4条第2項第8号・第10条の2)

- ・利用方法として愛玩動物用飼料(ペットフード)・皮革を明記
- ・ジビエとしての加工・流通・販売における衛生管理の高度化を促進 (国及び地方公共団体)
- ・加工施設や搬入用設備・資材の整備充実を明記 (国及び地方公共団体)
- ・連携強化の対象となる関係者として加工・流通・販売事業者を明記 (国)

3 人材育成の充実強化 (第15条)

人材育成に係る措置 (国及び地方公共団体) について

- ・鳥獣の捕獲等*について専門的な知識経験を有する者の育成を明記
※ ジビエ・ペットフード・皮革としての利用等に適した方法によるものを含む。
- ・関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施を例示

4 銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長 (制定附則第3条第2項)

猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者 (特定鳥獣被害対策実施隊員を除く。) に対して銃刀法に基づく技能講習を免除する特例の期限 (現行=令和3年12月3日) を令和9年4月15日まで延長

5 施行期日 (改正法附則第1項)

公布日から3月以内の政令で定める日